

和泉監第 319 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づいて平成 29 年 6 月 20 日に監査委員に提出された和泉市職員措置請求について、同条第 4 項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表します。

平成 29 年 8 月 21 日

和泉市監査委員 露口 六彦  
同 浜田 千秋

### 和泉市職員措置請求に係る監査の結果

#### 第 1 和泉市職員措置請求の受付

##### 1 請求人

1 名（省略）

##### 2 和泉市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の提出 措置請求書の提出は平成 29 年 6 月 20 日である。

##### 3 請求の内容

###### (1) 請求の対象行為

平成 28 年 12 月議会で可決された平成 28 年度補正予算に、3,000 万円を限度として児童発達支援センターへの補助金支出（以下本件補助金）が含まれ、平成 29 年 5 月 22 日に本件補助金 24,704 千円が支出された。本件補助金の支出は違法又は不法な支出である。

## (2) 本件補助金支出の経緯

平成24年4月に児童福祉法が改正され、障がい児通所支援の事業主体は基本的に市町村が行う事となったが、事業の内容から福祉型で重症心身障がい児にも対応できる民間施設が行う事が適切となり、公募の結果平成27年7月に和泉はつがの園が開設された。

和泉はつがの園は開所以来赤字が続き、市の担当部局は平成28年度当初予算で同所への補助金支出の要求を行ったが、経営状況を確認する必要があるとして却下され、平成29年度予算で検討することとなった。その後本件補助金を平成28年補正予算として措置することとなり、補正予算が議会に上程され可決成立し、国基準を上回る職員の配置に対する経費の増分を補填する補助金が支出された。

## (3) 前記行為の違法・不当の理由

本件補助金の支出は、以下の二つの点で違法又は不法な支出である。

### ア 本件補助金は公益に資するものでない事

地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、公益上必要がある場合は、寄附又は補助をすることができる。」と規定しており、公益上必要の概念は、政治的ないし技術性の高い概念であり、第1次的には地方公共団体に裁量権がある。しかし、公益上の必要性の認定は、全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならないから、その判断に地方公共団体の長がその裁量権を逸脱し、又は濫用した場合には違法と判断すべきものである。

補助金とは、国や地方公共団体の施策の推進手段として交付するものであるから、既に実施された事業はその対象とはなりえない。本件補助金はその要綱によれば、障がいのある子どもや重症心身障

がい児等の療育環境を整備し、多様化する障がい児支援の充実を目的に（公益目的）、大阪府の配置基準を超えた配置を促進するため、その人件費を補助することとしたものである。従って既に完了した事業には促進の効果を観念する余地は無く、本件補助金は大部分が既に完了した事業への支出であり、その分については補助金を支出しても大凡公益に資するものとは認められず、単なる損失補填に過ぎない。尚和泉市補助金等交付規則第8条には「補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示を遵守し、善良な管理者の注意をもって誠実に補助事業を行わなければならない」と定められ、補助金交付決定時に未了の事業を補助金の対象としていることは明らかである。

又地方財務実務提要にも「既に完了した事務事業について補助することは、助長・奨励の効果が期待できないとか、補助事業の適正な執行の確保について、補助行政庁の監督が及ぼせないなどの理由から適当でない」とされています。

本件補助金支出の補正予算を審議した厚生文教員会において、多くの議員から完了した事業への補助金について疑問が寄せられ、これに対し副市長は好ましいものでは無いが、積極的・合理的な理由があれば可能であると答弁したが何らその理由を示していない。

以上から本件補助金の支出は、客観的にも公益上必要であるとは認められず、従ってそのような補助金の支出は裁量権を逸脱し、違法と解せられる。和泉市ではかつてこのような完了した事業への補助金の支出が1件もなかった事もこれを裏付けている。

#### イ 本件補助金に不透明な点が見られる事

##### (ア)28年度当初予算との整合性

平成28年度当初予算では国基準を上回る専門士等配置に対し、

その給与を補填するため約800万円の補助金の要求を行ったが、一度経営実績を確認するため平成29年度へ先送りしたものが、いかなる理由で補正予算として計上されたのか、またその補助額が最大3,000万円と4倍にも増加した理由が不透明である。

(イ) 補助理由の不整合

本件補助金支出の理由が、国の配置基準を上回る職員の配置（いわゆる加配）に対する給与の補填としているが、このような加配は本件事業を受託する際に前提としていたもので、和泉はつがの園はこれをもとに受託したのであるから、これに伴う損益の影響は自ら負担すべき筋合いのもので補助の理由とはなりえない。現実にも赤字経営の原因は、平成28年12月議会の厚生文教員会の市の説明では、加配の影響ではなく放課後デイサービスを提供する事業者が増え、その結果放課後デイサービスの需要が大幅に少なくなった事が原因とされている。

(ウ) 和泉市の管理不足

障がい児通所支援の事業主体は本来市が行うべき事業であり、それを児童発達支援センターとして和泉はつがの園が運営し、一方国や府から交付金が給付され、市からも施設整備に対し補助されているのであるから、和泉市にはこの事業の運営を管理する責任がある。ところが月々の事業報告を受ける等の管理は全くされていなく、その結果が児童発達支援センターの赤字につながった面は否定できない。又市と事業者間の取決めにあたる協定書に類するものも存在しない。

(4) 措置請求事項

和泉市長は辻 宏康に対し、本件支出に伴う損害額に相当する金員の

支払いを請求する事、違法な給付を受けた和泉はつがの園（社会福祉法人遺徳会）に対し不当利得返還請求を求める等必要な措置を講じることを求める。

(5)措置請求書に添付された事実を証する書面

第1号 平成28年度第4回補正予算説明書(児童発達支援センター事業補助金)

第2号 平成28年度一般会計当初予算要求・査定一覧表

第3号 和泉市児童発達支援センターの設置及び運営事業者の選定に係る募集要領

第4号 和泉市児童発達支援センター事業補助金交付要綱

第5号 はつがの園の決算状況

第6号 補助金申請書

第7号 支出命令書

4 請求の受理

地方自治法第242条第1項、第2項に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人は、児童発達支援センター事業補助金の支出が違法又は不法な支出であると主張しているが、違法・不当な公金の支出であるかどうかを対象とする。

2 監査対象部局

こども部こども未来室

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 29 年 7 月 10 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与え、その際、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき関係部局職員 4 名が立ち会った。

### 4 監査対象部局の陳述

本件について、市長に対して請求に係る意見書の提出を求めるとともに、平成 29 年 7 月 10 日にこども部長及びこども未来室長並びに関係職員 2 名から、本件に関する事実及び請求人の主張に対する陳述を聴取した。その際、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき請求人が立ち会った。

### 5 監査対象部局の説明

監査対象部局の説明は以下のとおりであった。

#### (1) 請求書記載事項の誤りについて

ア 通所支援の事業主体が市町村になったことについて（請求書第 2 の 1 行目、第 3 の 2（3） 1 行目）

事実証明第 1 号 2 補正の理由の「通所支援の実施主体」とは、障がい児通所給付に関する事務の実施主体のことであり、市が児童発達支援センターの運営主体となったものではない。

イ 平成 29 年度予算で検討することとなったことについて（請求書第 2 の 7 行目、第 3 の 2（1） 3 行目）

平成 28 年度当初予算の提出は見送ったものの、平成 29 年度予算に先送りしたことを決定したものではない。

なお、請求人添付の事実証明第 2 号は当時の財政課の査定資料で

あり、予算提出時期を確定するものではない。

## (2) 補助金支出の経緯について

児童福祉法が平成24年に改正され、身近な地域で質の高い支援を受けられるよう、児童発達支援センターは、おおむね10万人規模に1か所設置することが望ましいとされた。

本市の規模から児童発達支援センターは1か所は必要であることから、市は基本構想及び基本計画を策定した。当該基本計画では、センターの必須事業である児童発達支援、相談支援及び保育所等訪問事業に加え、就学している児童を対象とする放課後等デイサービスの実施、また、努力義務ではあるが国の基準の人数を超える保育士、看護師、機能訓練士等の専門職員の配置について示している。

その後、平成25年度に児童発達支援センターの運営事業者を公募し、運営事業者として現在の和泉はつがの園を選定した。公募時の運営条件として、指定福祉型児童発達支援センターとしての機能を有することとし、国の基準を超える機能訓練担当職員の配置による機能訓練事業及び発達相談事業（以下「当該事業」という。）については、努力義務とした。

当該事業について努力義務としたのは、国基準を超える配置により、専門性の高い良質で安全な療育支援を提供することや、肢体不自由児や重症心身障がい児の対応も可能となるが、それに伴う人件費も大きなものとなるためである。

市としては、当該事業に係る経費を放課後等デイサービス事業の収益で賄えるものと想定し、当初は当該事業に係る補助について触れてはいなかったが、その後収益性の高さに着目した多くの民間事業者が放課後等デイサービス事業を開業したことにより、放課後等デイサービス事

業の収益性が低下するなどの想定外の事態が生じたため、当該事業の実施に必要な経費の確保が困難な状況となり、当該事業の継続が危ぶまれる事態となった。当該事業は、障がいのある子ども及び重症心身障がい児等が身近な地域で質の高い療育を受けるために必要不可欠なものであり、市としても継続して実施する必要があると考えた。

上記の経過等を踏まえて、当該事業を継続するための補助金について検討し、平成28年度当初予算として要求したが、必要な予算の程度が不明確であったため、見送ることとなった。その後、当該事業の必要経費が判明したため、平成28年第4回定例会において補正予算を提出し、補助金交付要綱を定め、平成28年度補助金の交付を行った。

### (3) 児童発達支援センター補助金の適法性についての見解

#### ア 補助金交付の背景・必要性

(ア) 障がいのある子どもが身近な地域で質の高い支援を受けられるよう障がい児支援の強化を目的として、平成24年に児童福祉法が改正された。

市内の障がい児の多くは、社会福祉法人三ヶ山学園に通所していたが、圏域内の各市町（3市2町）から通所するため、定員を超えることが多く、通所することができない障がい児も多くいた。本市には大阪府立病院機構大阪母子医療センターがある等の理由から、近隣の市町と比較して肢体不自由児及び重症心身障がい児等が多く、また、重症心身障がい児等は母子通所であり移動時間の長さも心身の負担となることから市内に児童発達支援センターの設置を望む声が多く寄せられている等、児童発達支援センターの整備は喫緊の課題であった。

(イ) これを受けて児童発達支援センターの運営事業者を公募し、現



在の運営に至っている。上記（２）の経緯のとおり、当該事業に係る補助は行わないこととしたものであるが、社会情勢の変化等により、当該事業の継続が困難となったものである。

当該事業が必要な状況は現在も変わっておらず、当該事業を中止することになれば、身近な地域で肢体不自由児や重症心身障がい児が必要とする質の高い療育が受けられない事態が生じることとなる。

(ウ)このような事態にならないよう、身近な地域で国の基準以上に配置された専門職員のもとで継続的に質の高い療育を受ける環境の整備を行うことについて市が補助することは、公益上の必要があるといえる。

#### イ 交付手続の適法性

(ア)補助金の交付に必要な予算については、平成２８年第４回定例会において補正予算として可決され、和泉市児童発達支援センター事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に基づき適正に執行したもので、何ら違法・不法な補助金の支出ではない。

(イ)地方財務実務提要では、既に完了した事業に係る補助金について、補助金の目的、性格を考慮して定める採択基準の内容いかんによることになり、採択基準に既に完了した事業が取り込んであれば補助できるとしている。

交付要綱において、補助金の目的、補助対象事業、対象者、対象経費、補助金の額、交付対象期間を毎年４月１日から翌年３月３１日までとすること及び附則（適用区分）において、平成２８年度の補助事業から適用することを規定しており、補助金の交付は採択基準の範囲内である。

また、当該事業は年間を通して実施するもので、補助金交付決定の時点では完了していないものであるが、仮に事業が完了した場合であっても、そのことだけをもって補助金の交付が違法となるものではない。

#### (4) 請求人の主張についての見解

##### ア 本件補助金の公益性についての見解

(ア) 請求人は、補助金は既に実施された事業はその対象とはなりえない、既に完了した事業には促進の効果を観念する余地はない、補助金を支出してもおおよそ公益に資するものとは認められず、単なる損失補填に過ぎないと主張する。

しかし、地方財務実務提要にもあるように、補助金の採択基準の内容いかんによって補助することも可能であり、補助金の交付が一律に否定されるものではない。当該事業に係る補助金については、平成28年度当初予算に提出しようとしていたが、必要な予算の程度が不明確であったため、補正予算となったもので、やむを得ない事情があると認められるものであるし、上述のとおり年間を通しての事業であるから、年度途中で補助金の交付決定をしたとしても促進効果は十分にあるといえる。

また、交付要綱第3条において、補助対象経費は「補助対象事業を適切に実施するために必要な機能訓練士その他の専門職の配置に伴う人件費（中略）その他前条の事業の運営に要する経費」とし、その額及び算定方法は「別表に定めるとおり」としており、別表には「補助金の額及び算定方法」と規定している。以上から、本件補助金は、当該事業の実施に必要な経費について補助するもので、また別表の人件費も補助金の算定根拠に過ぎず、単なる損

失補填でないことは言うまでもない。

(イ) 請求者は、本件補助金の支出は、客観的にも公益上必要であるとは認められず、このような補助金の支出は裁量権を逸脱し、違法であると主張する。

しかし、上述のとおり、当該事業に対する補助金の交付は公益上必要であり、また、補正予算の議決後、交付要綱に基づいて適法に支出しているもので、裁量権の逸脱はない。

また、請求人は、このような完了した事業への補助金の支出が1件もなかった事もこれを裏付けると主張するが、他に補助金を支出した事例の有無と本件補助金の支出の適法性は、何ら関係がないものである。なお、本件補助金が完了した事業でないことは、上述のとおりである。

#### イ 本件補助金支出に不透明な点が見られることについての見解

##### (ア) 平成28年度当初予算との整合性

請求者は、補助金の額として平成28年度当初予算では約800万円を要求し、その後最大3,000万円に増加した理由が不透明であると主張する。

これは、補助金の積算根拠の違いによるもので、平成28年度当初予算要求時には市の臨時職員（一般事務）の単価を参考に算定したが、専門職員の配置に必要な人件費の算定根拠として臨時職員を用いることについて適正でない等の理由から、補正予算要求時には当該事業の実施に必要な職員（機能訓練士及び保育士）について、厚生労働省の賃金構造基本統計調査を参考にして算定する方法に変更したため、不透明な部分はない。

また、予算査定の過程で、将来的に正常な運営ができるのか収支を見て決定すべきとして、必要な予算額が明確でない中での当

初予算での提出を見送ることとなり、その後、当該事業の必要経費が判明したことから、平成28年度補正予算として要求することとなった。補正予算の提出時期が平成28年第4回定例会となったのは、当該事業を開始した平成27年7月から平成28年6月までの1年間の経営状況について、和泉はつがの園から報告を受けて、補助の必要性を検討した結果、当該事業の継続実施のためには補助が必要であるとの判断に至り、予算要求を行ったためである。

なお、平成29年度への先送りである旨の主張については、財政課の査定資料が予算提出時期を確定するものではないことは、上述のとおりである。

#### (イ) 補助理由の不整合

請求人は、国の配置基準を上回る職員の配置について、本件事業を受託する際に前提としていたと主張する。

しかし、和泉市児童発達支援センターの設置及び運営事業者の選定に係る募集要領別紙2には、国の配置基準を超える職員（機能訓練担当職員等）の配置については努力義務であり、受託の条件になっていたものではない。

また、請求者は赤字経営の原因について触れているが、本件補助金は放課後等デイサービスの需要低下による赤字経営を補填する趣旨ではなく、当該事業の公益性及び事業継続の必要性を踏まえて支出しているものであり、本件補助金が給与補填でないことは上述のとおりである。

(ウ) 請求者は、障がい児通所支援の事業主体は本来市が行うべき事業であると主張するが、上述のとおり事実誤認である。児童福祉法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第

1号、第21条の5の18第1項及び第2項並びに第21条の5の22等の規定により、障害児通所支援事業者への指定（認可）勧告、命令等の事務については、都道府県が行うこととなっている。

また、市から施設整備に対し補助しているのであるから、市はこの事業（児童発達支援センターの運営）を管理する責任があると主張するが、施設整備に係る補助金は、児童発達支援センターの整備事業に対する補助金であって、運営についての補助金ではないことから、運営を管理する責任まで負うものではない。

#### (5) 措置請求事項について

上記のとおり、本件補助金は障がいのある子ども及び重症心身障がい児等が身近な地域で安心して療育を受けられるよう療育環境を整備し、多様化する障がい児の支援の充実を図るため、交付要綱に基づき適法に支出されたものであり、本件支出により何ら損害は発生していないものである。

したがって、辻宏康に対する金員の支払いの請求及び和泉はつがの園に対する不当利得返還請求は、その必要がないものとする。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

関係書類の調査等により、本件に係る事実については、次のことが認められた。

##### (1) 和泉市児童発達支援センター整備の経緯

ア 国の動向（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／地域移行・障害児支援室平成23年10月31日障害保健福祉関係主管課長

会議資料及び児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

平成24年4月改正児童福祉法が施行され、「障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化」された。

基本的な考え方は、「身近な地域で支援が受けられるよう、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る」とされた。

通所は障がい児通所支援と規定され、このうちの児童発達支援は、児童福祉施設である「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。」と規定された。

児童発達支援センターは、「施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設」と位置づけられた。

#### イ 和泉市の現状・課題と児童発達支援センターの設置の必要性

（仮称）和泉市児童発達支援センター整備基本構想（以下「基本構想」という。）、（仮称）和泉市児童発達支援センター整備基本計画（以下「基本計画」という。）には、次の現状及び課題を理由として児童発達支援センターの設置が必要とされた。

なお、和泉市には療育支援施設が無く、障がいや発達に心配のある子どもは、市外の施設に通っていることから、保護者等から市内に設置を望む声が寄せられていたことも記載されている。

##### (ア) 現状

- a 障がいや発達に心配のある子どもの人数が増加しており、支援学級在籍人数も増加している。
- b 療育を必要とする障がいや発達に心配のある子どもに医療的ケアが必要な子どもがいる。
- c 療育を必要とする障がいや発達に心配のある子どもに、療育支援施設に通所できない待機児童がいる。
- d 生活面、学習面に関連する相談が増加している。

(イ)課題

- a 障がいの早期発見・早期療育ができる適切な専門施設が必要。
- b 障がいや発達に心配のある子どもが身近な地域でサービスを受けられるような支援体制が必要。
- c 保護者への支援を含めて、発達に心配のある子どもを支援する施設が必要。
- d 放課後や夏休み等の長期休業中において、就学中の障がいや発達に心配のある子どもに対して療育を行える場所づくりが必要。
- e 障がいや発達に心配のある子どもと関わっている保育士・教員等が助言・指導を受けられる機会が必要。
- f 児童発達支援センターと障がいや発達に心配のある子どもに関わる機関との連携が必要。

(2)和泉市児童発達支援センターの設置及び運営事業者の選定に係る募集要領（以下「募集要領」という。）より

ア 設置の方法

- (ア)設置予定地：和泉市内で療育体制の拠点となり得る地。用地は運営先法人が和泉市内（市街化区域）に所有もしくは購入（補助制

度なし) すること。

(イ) 建物及び設備：運営先法人で施設整備（国庫採択による補助制度・市単独の補助制度あり）

イ 設置・運営及び施設整備の条件

設置・運営については、別紙「和泉市児童発達支援センター設置ならびに運営の条件（以下「設置ならびに運営の条件」という。）」に、施設整備については別紙「和泉市児童発達支援センター施設整備の条件」に定めるとおり。原則として基本構想及び基本計画に準じた内容であることも条件とする。

(3) 和泉市児童発達支援センター事業運営開始日

平成 27 年 7 月 1 日

(4) 和泉市児童発達支援センターの事業概要

改正児童福祉法（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、障がい児に対する通所サービスについては、身近な地域で支援を受けられるようにするため、「児童発達支援」に再編され、「児童発達支援」は児童福祉法に位置づけられた「児童発達支援センター」とそれ以外の「児童発達支援事業（便宜を適切に供与することができる施設）」の 2 類型で行われることになった。和泉市内には、児童発達支援センター 1 か所、それ以外の児童発達支援事業所が 31 か所ある（平成 29 年 8 月 1 日現在）。

「児童発達支援」は、障がいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与することで、対象となる障がい児は、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）である。障がい者手帳の有無は問わず、児童



相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となっている。

児童発達支援センター『和泉はつがの園』は、和泉市が策定した基本構想及び基本計画に基づき、福祉型ではあるものの医療的ケアが必要な重症心身障がい児も受け入れられる体制を取るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、看護師を配置しており、それらの専門職により、通所児童の発達段階に応じて必要な機能訓練を集団又は個別で実施している。

## 2 本件に係る判断

### (1) 本件補助金の公益性について

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められている。

地方財務実務提要によると、補助金を交付することができるのは、「公益上必要がある場合」に限定されるため、その交付の目的は住民福祉の達成に寄与するものでなければならないと解されている。

公益上必要かどうかの認定に関しては、客観的にも公益上必要であると認められなければならない（昭和28.6.29行政実例）と示されていることから、補助金の交付の是非については、客観的に公益上必要であるものかどうかの認定が、補助金交付の適否を左右するものと解されている。

そのため、公益上必要であるか否かの判断は、市長や市議会の認定はもとより、補助金受給者の成り立ちの経過や位置づけ、市の関与の仕方や運営状況などについて、総合的に検討を加える必要がある。

また、過去の最高裁判例において、地方公共団体が「公の施設を存

続させるためその管理及び運営を委託している権利能力のない団体の赤字を補填するのに必要な補助金を交付したことが、地方自治法第232条の2に定める公益上の必要を欠くとはいえない」、とされた事例（平成17.10.28）を検証の材料とした。

まず、請求人は、「補助金とは、国や地方公共団体の施策の推進手段として交付するものであるから、既に実施された事業はその対象とはなりえない」とし、「本件補助金は大部分が既に完了した事業への支出であり、その分については補助金を支出しても大凡公益に資するものとは認められず、単なる損失補填に過ぎない」と主張する。

しかし、地方財務実務提要（3193・3頁）において「補助金交付要項に既に完了した事業であっても補助の対象とする旨の明確な定めがない場合には、特に補助対象とすることを必要とする積極的かつ合理的な理由がない限り、消極に解さざるを得ない」とされていることから、請求人の主張する「既に実施された事業はその対象とはなりえない」とは言い切れない。

また、補助金交付要綱において、補助対象事業を、機能訓練事業と発達相談事業に限定し、補助対象経費については、補助対象事業を適切に実施するために必要な機能訓練士その他の専門職の配置に伴う人件費その他補助対象事業の運営に要する経費と規定している。このことから、本補助金は、障がい特性に応じた質の高い専門的な支援の提供及び和泉市内の相談機能の強化を目的としたものであり、国や地方公共団体の施策の推進手段としての交付と認められることから、単なる損失補填とは言えず、公益上必要があるものである。

次に、請求人は、「本件補助金支出の補正予算を審議した厚生文教委員会において、多くの議員から完了した事業への補助金について疑問が寄せられ、これに対し副市長は好ましいものではないが、積極的・

合理的な理由があれば可能であると答弁したが何らその理由を示していない」と主張するため、補助金交付に積極的かつ合理的な理由があるかを検討する。

改正児童福祉法、基本構想及び基本計画に基づいて設置されている児童発達支援センターの存在意義を鑑みると、和泉市内での児童発達支援センターの設置が、和泉市の児童福祉にとって必要であることは疑いようがなく、和泉市が設置及び運営事業者を公募したという経緯もある。

また、児童発達支援センターの経営が、開設以降、多額の赤字となっており、事業継続が危ぶまれる事態であったが、それを要因として児童発達支援センターが廃止につながるようになれば、和泉市の児童福祉にとって大変な損失となるものである。

このことから、児童発達支援センターへの補助金交付には、積極的かつ合理的な理由があると言える。

以上のことから、本件補助金交付には、客観的に公益上の必要性が認められる。

## (2) 本件補助金支出の透明性について

### ア 平成28年度当初予算との整合性について

まず、請求人は、「平成28年度当初予算では国基準を上回る専門士等配置に対し、その給与を補填するため約800万円の補助金の要求を行ったが、一度経営実績を確認するため平成29年度へ先送りしたものが、いかなる理由で補正予算として計上されたのか」不透明であると主張する。

しかし、平成29年度予算へ先送りしたのではなく、平成28年度当初予算計上を見送ったものである。

また、補正予算として計上した理由については、平成28年度当初予算査定時期である平成28年1月の時点では、児童発達支援センターが平成27年7月1日に事業運営を開始して半年しか経過しておらず、経営状況の検証が十分にはできなかったが、平成28年6月までの1年間の経営状況についての報告を受け、機能訓練事業及び発達相談事業の継続実施のためには補助が必要であるとの判断に至ったとの監査対象部局の主張から、妥当なものである。

次に、請求人は、「補助額が最大3,000万円と4倍にも増加した理由が不透明である」と主張するが、当初予算要求時点での補助金額の積算根拠は、機能訓練士等の配置について、3人を上限とし、一人当たりの単価は、和泉市臨時職員単価に専門性を考慮して1.5倍したものに出勤日数を乗じたものであり、補正予算要求時には、補助金交付要綱を作成し補助対象事業及び補助対象経費を明確にし、人件費の基準額については、厚生労働省の賃金構造基本統計調査に基づいて算定していることから妥当なものである。

#### イ 補助理由の整合性について

まず、請求人は、「本件補助金支出の理由が、国の配置基準を上回る職員の配置（いわゆる加配）に対する給与の補填としているが、このような加配は本件事業を受託する際に前提としていたもので、和泉はつがの園はこれをもとに受託したのであるから、これに伴う損益の影響は自ら負担すべき筋合いのもので補助の理由とはならない」と主張する。

しかし、和泉はつがの園は、和泉市から児童発達支援センターの運営を受託しているものではない。

国の配置基準を上回る職員の配置については、設置ならびに運営の条件に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士の配

置に努めることが明記されている。しかし、補助金交付要綱第3条別表の補助金交付対象の職種（以下「補助金交付対象の職種」という。）には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心士理に加えて、看護師、相談支援専門員、保育士が規定されている。このことは、設置ならびに運営の条件の努力義務の職種と補助金交付対象の職種とが同じでないことを意味しており、補助金交付対象の職種の配置が、事業運営の「前提」とは言えないものである。

また、基本計画には、人員配置について「各部門の機能を担うためには、以下に記載している人員体制の確保が想定されます」という記載があり、補助金交付対象の職種ごとに、具体的な人数が示されているが、あくまで想定である。

仮に、事業者選定の応募申込書において、人員配置について、基本計画の想定どおりに記載されていたとして、それが事業者選定に影響を及ぼしていたとしても、補助金交付の対象とすべきではないということにはならない。なぜなら、補助金交付は公益上必要であるかどうか判断基準となるからである。

次に、請求人は、「赤字経営の原因は、平成28年12月議会の厚生文教委員会の市の説明では、加配の影響ではなく放課後デイサービスを提供する事業者が増え、その結果放課後デイサービスの需要が大幅に少なくなった事が原因とされている」と主張するが、補助金交付の可否には、赤字経営の原因は関係しない。

#### ウ 和泉市の管理について

まず、請求人は、「障がい児通所支援の事業主体は本来市が行うべき事業であり、それを児童発達支援センターとして和泉はつがの園が運営し、一方国や府から交付金が給付され、市からも施設整備に対し補助されているのであるから、和泉市にはこの事業の運営を

管理する責任がある」と主張する。

しかし、「障がい児通所支援の事業主体は本来市が行うべき事業」という請求人の主張は誤りである。平成24年4月の児童福祉法改正により、障がい児通所給付費の事務が、都道府県から市町村に移管されたものである。

また、和泉市が、設置及び運営事業者を公募した経緯を踏まえたとしても、児童発達支援センターを運営する社会福祉法人に対する運営の管理が認められるものではないことから、和泉市が事業の運営を管理する責任はないものである。

次に、請求人は、「市と事業者間の取決めにあたる協定書に類するものも存在しない」と主張するが、設置ならびに運営の条件に、「必要に応じて市長と覚書を締結すること」と記載されていることから、請求人が主張する協定書に類するものが絶対要件とはされていないものである。

以上のことから、本件補助金支出に不透明な点は認められない。

- (3) これらのことから、児童発達支援センターへの補助金支出には、合理性があると判断する。

#### 第4 結論

以上により、本市職員等に違法・不当な公金の支出があるとする本件請求には理由がないので、これを棄却するのが相当であると判断する。